

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 8 第 2 項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 1 項（教習射撃場の指定）、第 9 条の 8 第 1 項（教習射撃場の指定の解除等）・第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 6 1 条（教習射撃場の指定の解除）
処 分 基 準： 教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：